

和歌山県監査公表第7号

令和7年12月1日付け監査報告第16号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年3月3日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 吉 井 和 視
和歌山県監査委員 北 山 慎 一

1 伊都振興局建設部

監査実施年月日 令和7年10月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 旅費の支出において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 旅行命令を重複して行い、過支給となっていた事例 イ 通勤手当との調整額を誤り、過支給となっていた事例	注意事項 過支給となっていた旅費については、直ちに返納手続を行った。また、職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）等に基づき、適正な事務処理を行うよう、職員に指導した。

2 和歌山県農林大学校

監査実施年月日 令和7年10月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 旅費の支出において、通勤手当との調整額を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。 (2) 常時の資金前渡において、前渡資金受払計算書が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 (1) 旅費の過支給については、返納手続を行い返納完了するとともに、今後は適正な事務処理を行うよう職員に周知徹底した。 (2) 常時の資金前渡については、和歌山県財務規則の運用について（依命通達）（昭和63年4月1日付け出第1号）に基づき、適正な事務処理を行うよう職員に周知徹底した。

3 和歌山県橋本警察署

監査実施年月日 令和7年10月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。	注意事項 所属会議や幹部会において交通法令遵守と交通事故防止の徹底に関する指示を行うとともに、公用車を使用した実技訓練を行い、運転者及び同乗者の技能向上を図った。 また、幹部による同乗指導を強化し、安全運転意識の向上を図った。